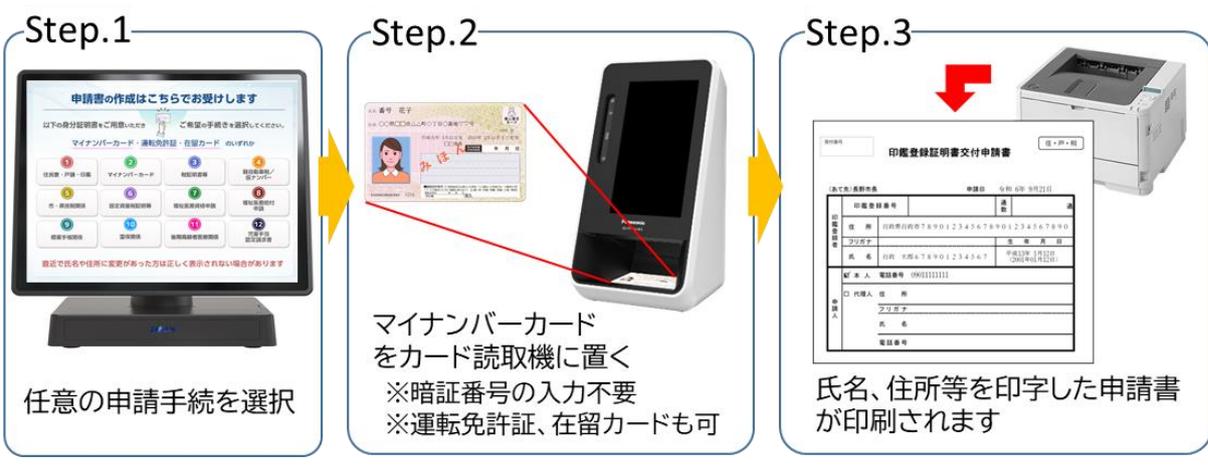


令和6年12月13日

## 申請書自動作成システムの運用を開始します

窓口にお越しになる市民の皆様の、申請書等への記入負担の軽減と、申請からお渡しまでの所要時間の短縮を目的として、マイナンバーカード等を活用した各種申請書を自動作成するシステムの運用を開始します。

- 1 運用開始 令和6年12月16日（月）から  
※一部窓口では、プレスタートしております。
- 2 設置窓口 第一庁舎2階 市民窓口課、国保・高齢者医療課  
第一庁舎3階 市民税課、資産税課、収納課  
第二庁舎1階 障害福祉課  
第二庁舎2階 福祉政策課、子育て家庭福祉課  
市内27支所  
マイナンバーカードセンター（トイゴ、青木島）
- 3 対象手続 別紙のとおり
- 4 申請書自動作成システムのご利用の流れ



総務部 情報化推進グループ マイナンバー課

(課長) 阿部 敏彦

(担当) 西澤 淳

TEL : 026-224-5022

FAX : 026-232-3611

E-mail : myna@city.nagano.lg.jp